

告 示

○農林水産省告示第千三百八十一号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）別表一の一の項の規定に基づき、昭和
六十三年十一月二十九日農林水産省告示第千八百
八十六号（植物防疫法施行規則別表一の一の項の
スペイン国から発送されるレモンの生果実に係る
農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を
次のように改正し、平成五年十一月二十九日から
施行する。

平成五年十一月二十五日

農林水産大臣 畑 英次郎

三「中」生産地における」を削り、同三の「中」当
該消毒の実施後における」を削り、同三に次のよ
うに加える。

四「三」の植物防疫官による消毒が実施されたこ
との確認は、スペイン国植物防疫機関と共同
して、次により行うものとする。こと。

ア スペイン国内の低温処理施設（以下「低
温処理施設」という。）において消毒が行わ
れる場合にあつては、当該施設において四
の消毒が行われたことを確認すること。

イ 海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテ
ナ（以下「低温処理コンテナ」とい
う。）において消毒が行われる場合にあつて
は、輸送港においては四の消毒が開始され
たことを、輸入港においては当該消毒が終
了されていることをそれぞれ確認するこ
と。

四中「生産地における」を削り、同四の「中」低
温処理施設の下に「又は低温処理コンテナ」
を加え、同四の「中」五の「」を削り、同「」を
同四の「三」とし、同四の「」の次に次のように加える。

（一）低温処理施設及び低温処理コンテナは、
あらかじめスペイン国植物防疫機関により「
の消毒のために適切な設備及び機能を有する
ものとして指定されたものであること。

五の「中」生果実」を「低温処理施設において
消毒を行う場合にあつては、生果実」に、「こん包
されていること。」を「こん包されており、各こん
包には、スペイン国植物防疫機関による封印がな
されていること。」に改め、同五の「中」生果実の
各こん包」を「低温処理コンテナにおいて消毒
を行う場合にあつては、各低温処理コンテナ」
に改める。

六中「各生果実」を「生果実の各こん包」に改
める。